鹿教義第637号 鹿教高第235号 平成29年11月28日 (蘇務教育課·高校教育課版》)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

座間市における事案を踏まえた生徒指導について(通知)

生徒指導の取組については、かねてから格段の御尽力をいただいているところですが、本年10月、神奈川県座間市において、高校生3人を含む男女9人の尊い命が奪われるという大変痛ましい事案が発生しました。本事案に関しては、その背景として、インターネット上での自殺願望の発信、自殺に関する不適切なサイトの利用といった諸問題の存在が指摘されています。また、本県においても、これまでに児童生徒がインターネット上に自殺願望を発信したり、自殺に関する不適切なサイトに書き込みを行ったりする事案が発生しています。

ついては、域内の学校において下記の事項に留意の上、適切に生徒指導が行われ、 SNS 等によるトラブルや犯罪に巻き込まれないよう指導の徹底をお願いします。

記

1 児童生徒の自殺予防について

(1) 学校における早期発見

各学校において授業等を活用し、自らの命の大切さを自覚させ、他の生命を尊重する態度を身につけさせる生命尊重の教育に取り組むとともに、アンケート調査、教育相談等により児童生徒の心身の変化の早期発見に努めること。また、児童生徒の悩みに対しては、保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認するとともに、悩みや相談を広く受け止めることができるよう、スクールカウンセラー等の活用、「かごしま教育ホットライン24」をはじめとする相談窓口の周知を積極的に行うこと。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの依頼

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを依頼すること。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、早期に学校に相談できるよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。

(3) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込み等を発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。自殺をほのめかす等の書き込みを発見・確認した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

2 SNS等によるトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするための対策について

(1) 情報モラル教育の充実

犯罪被害を含む危険の回避ができるようにすることを含め、児童生徒の情報モラルを育成すること。また、インターネット上で知り合った者と会うことの危険性を児童生徒にしっかり理解させ、スマートフォンやインターネット等を安全に使えるよう啓発を行うこと。

(2) 家庭内におけるルールづくりの啓発

スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合い、賢く安全に利用するための家庭でのルールを作り、これを守ることができるよう児童生徒及び保護者に啓発を行うこと。

(3) スマートフォン等の購入時におけるフィルタリングの徹底等

青少年インターネット環境整備法の趣旨に基づき、保護者は、販売店に対し、利用者が児童生徒であることを申し出、フィルタリングについて説明を受け、フィルタリングを設定するよう依頼すること。また、その際使用するID・パスワード等は、保護者が設定・管理し、児童生徒が利用中にフィルタリング設定を解除すること等がないように啓発を行うこと。

3 児童生徒の「被害のおそれ」に対する学校における早期対応について

(1) 連続欠席に係る対応 ※原則として対面で児童生徒の安全を確認すること。

【連続欠席3日(目安)】

・ 連続欠席等が3日間になった場合,担任・養護教諭等が確認し,管理職へ報告すること。

【連続欠席7日】

- ・ 連続欠席等が7日間になり、正当な事由(児童生徒の病気や事故等)がない場合、管理職は速やかに設置者に通知すること。
- (2) 学校による支援体制の構築及び関係機関等との連携

児童生徒が所在不明の場合や家庭の協力が得にくく連絡が取れない場合,また児童生徒が非行グループ等と関係がある場合,学校は速やかに支援体制を構築し,関係機関とも連携しつつ対応すること。特に事件性がある場合(疑いのある場合も含め)は、保護者へ確認の上、直ちに警察へ相談・通報すること。

(問い合わせ先)

義務教育課企画生徒指導係 高校教育課高校教育係

担当:德重 担当:瀬戸口

電話:099-286-5298 電話:099-286-5291

※ 本文書の文書管理表上の分類記号「E-0-0」

(生徒指導総括)